

育児休業・介護休業等に関する労使協定

一般社団法人千葉県社会福祉士会と一般社団法人千葉県社会福祉士会職員代表は育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

第1条（育児休業の申出を拒むことができる職員）

会社は次の各号に挙げる職員から育児休業の申出があったときはその申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 申出の日から1年以内（1歳以降の育児休業の場合は6ヵ月以内）に雇用関係が終了する職員
- (3) 週所定労働日数が2日以下の職員

2 会社は、次の職員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 週所定労働日数が2日以下の職員

第2条（介護休業の申出を拒むことができる職員）

会社は次の各号に挙げる職員から介護休業の申出があった場合には、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 週所定労働日数が2日以下の職員

第3条（子の看護等休暇の申出を拒むことができる職員）

会社は次に挙げる職員から子の看護等休暇の申出があった場合には、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週所定労働日数が2日以下の職員

第4条（介護休暇の申出を拒むことができる職員）

会社は次に挙げる職員から介護休暇の申出があった場合には、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 週所定労働日数が2日以下の職員

第5条（育児・介護のための所定外労働の制限を拒むことができる職員）

会社は次の各号に挙げる職員から育児・介護のための所定外労働の制限の申出があった場合には、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 週所定労働日数が2日以下の職員

第6条（育児のための短時間勤務を拒むことができる職員）

会社は次の各号に挙げる職員から育児のための短時間勤務の申出があった場合には、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 週所定労働日数が2日以下の職員

第7条（介護のための短時間勤務を拒むことができる職員）

会社は次の各号に挙げる職員から介護のための短時間勤務の申出があった場合には、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 週所定労働日数が2日以下の職員

第8条（職員への通知）

会社は本協定に基づき、職員の申出を拒むときには、その旨を当該職員に通知するものとする。

第9条（柔軟な働き方を実現するための措置を拒むことができる職員）

会社は次の各号に挙げる職員から柔軟な働き方を実現するための措置につき申出があつたときはその申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の職員
- (2) 週所定労働日数が2日以下の職員

第10条（有効期間）

本協定の有効期間は令和7年4月1日より1年間とする。ただし、有効期間の1ヵ月前までに、会社および職員代表のいずれからも申出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

令和　　年　　月　　日

使　用　者　一般社団法人千葉県社会福祉士会

会長　　瀧澤茂　印

職員代表　印